

○ 物納等有価証券（非上場株式等）の処分に係る評価基準について

〔平成13年3月30日〕
〔財理第1300号〕

改正 平成13年10月4日財理第3644号
同 22年6月25日同 第2533号
同 22年9月29日同 第4153号
同 24年5月22日同 第2447号
同 29年6月30日同 第2269号
同 30年1月4日同 第4306号

財務省理財局長から各財務（支）局長及び沖縄総合事務局長あて

物納等有価証券（非上場株式等）の処分に係る評価基準を下記のとおり定め、平成13年4月1日から適用することとしたから通知する。

記

目次

- 第1 適用
- 第2 評価の原則
 - 1 評価の単位
 - 2 時価の意義
- 第3 非上場株式の評価
 - 1 評価方式
 - 2 評価資料の収集
 - 3 評価調書の作成
 - 4 評価会社の規模の判定
 - 5 「一般の評価会社」又は「特定の評価会社」の判定
 - 6 「一般の評価会社」の株式の評価
 - 7 「特定の評価会社」の株式の評価
 - 8 配当還元方式による株式の評価
 - 9 基準価格の特例
 - 10 基準価格の修正
 - 11 基準価格の有効期間
- 第4 新株予約権の評価
- 第5 公社債及び転換社債の評価
 - 1 公社債
 - 2 転換社債
- 第6 特例処理

第1 適用

平成22年6月25日付財理第2532号「物納等有価証券に関する事務取扱要領について」

て」通達に基づき、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第17項に規定する取引所金融商品市場（以下「金融商品市場」という。）において取引のない有価証券（投資信託の受益権を除く。）を処分する場合の評価は、この基準による。

なお、本通達が適用される有価証券の評価は、「財産評価基本通達」（平成3年12月18日付国税庁長官通達）を踏まえたものであるが、課税時点における「財産評価基本通達」に基づく課税上の価格とは異なり、処分時点における時価による評価であることに留意する。

第2 評価の原則

1 評価の単位

(1) 株式又は新株予約権の価額は、銘柄の異なるごとに、その1株又は1個ごとに評価する。

(2) 公社債及び転換社債型新株予約権付社債（以下「転換社債」という。）の価額は、銘柄の異なるごとに、券面額100円当たりの価額に、券面額を100で除した数を乗じて計算した金額によって評価する。

2 時価の意義

評価は時価によるものとし、時価の算定に当たっては、この基準の定めによる。これにより算定した価格を以下「基準価格」という。

第3 非上場株式の評価

1 評価方式

(1) 相続税物納により取得した株式（別添1「非上場株式の評価方式フロー」参照）

イ 職員による評価

(イ) 相続税が課税された際の評価の方式と同一の方式に基づくことを基本とし、下記6若しくは7の評価方式又は下記8の評価方式により、基準価格を算定する。

(ロ) ただし、財務局長等が以下のいずれかに該当していると認める場合には、上記（イ）の相続税が課税された際の評価の方式によらず、評価の対象となる株式を発行している会社（以下「評価会社」という。）の評価時点における実態に即して、下記4により評価会社の規模を判定し、下記5により「一般の評価会社」又は「特定の評価会社」の該当を判定した上で、下記6又は7の評価方式により基準価格を算定することができる。

- ① 評価会社の資産の保有状況や規模（総資産価額、従業員数等）、営業状態等が、課税時点と比較して著しく変動している場合
- ② 評価会社の業種が課税時点と異なっている場合

ロ 民間精通者による鑑定評価

(イ) 以下のいずれかに該当する場合には、民間精通者から鑑定評価額を徴し、これを基礎として基準価格を算定することができる。

- ① 上記イの方式による評価が実情にそぐわないと認められる場合

- ② 買受希望者から、上記イの方式による評価が実情にそぐわない疑いが強いとの意見があり、その疑いについて相応の合理性が認められる場合
- ③ その他、職員による評価が困難である等の理由により、財務局長等が民間精通者による鑑定評価が適当と認める場合

(ロ) 同一銘柄の株式を分割して売却する際に、民間精通者の鑑定評価額を基礎として基準価格を算定した場合には、原則として、次回以降の売却においても民間精通者の鑑定評価額を基礎として基準価格を算定する。

ただし、財務局長等が適当と認める場合には、民間精通者が採用した直前の評価方法と同様の方法により、職員が基準価格を算定することができる。

ハ 評価計算上の各要素の価額修正による評価

以下のいずれかに該当する場合において、上記イによる評価に当たっては、民間精通者からの意見の聴取その他の財務局長等が適当と認める方法により、上記ロによる評価に当たっては、他の民間精通者からの意見の聴取その他の財務局長等が適当と認める方法により、評価計算上の各要素の価額を修正し、基準価格を算定することができる。

- ① 土地及び株式の評価に係るものである場合
- ② 評価時点の直前期末以降における純資産価額（帳簿価額によって計算した金額。以下「純資産価額（帳簿価額）」という。）及び株式相場等の激変に係るものである場合

(2) 国庫帰属により取得した株式

原則として、下記 8 の評価方式により、基準価格を算定する。

ただし、取得時の国の議決権保有割合が僅少でない認められる株式については、下記 6 又は 7 の評価方式により、基準価格を算定する。

2 評価資料の収集

基準価格の算定に当たっては、物納者又は評価会社から、相続税が課税された際の評価の方式及び評価内容の詳細がわかる資料、直前 2 期又は直前 3 期（決算期変更等により 1 年未満の決算期がある場合には、直前期末以前 2 年間又は直前期末以前 3 年間）の貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書及び財務諸表附属明細書等、評価に必要な資料の収集を行う。

資料及びその内容において不足する部分がある場合には、物納者又は評価会社に対し所要の資料の提出を求め、又は自ら所要の資料の収集を行うが、詳細な資料を入手することが困難と見込まれる場合には、入手可能な資料に基づき評価を行うことができる。

3 評価調書の作成

基準価格の決定に当たっては、評価内容を明らかにした「物納等有価証券（非上場株式）評価調書」を作成する。

当該評価調書は、別添 2 の第 1 表から第 5 表を標準とするが、必要に応じて適宜修正することができる。

4 評価会社の規模の判定

上記1の(1)のイ(ロ)により評価会社の会社規模を判定する場合は、評価会社の直前期末における「総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」（以下「総資産価額（帳簿価額）」という。）、直前期末以前1年間における従業員数及び取引金額により、次の区分に従い判定する。

区分	区分の内容		総資産価額（帳簿価額）及び従業員数	直前期末以前1年間における取引金額
大会社	従業員数が70人以上の会社又は右のいずれかに該当する会社	卸売業	20億円以上（従業員数が35人以下の会社を除く。）	30億円以上
		小売・サービス業	15億円以上（従業員数が35人以下の会社を除く。）	20億円以上
		卸売業、小売・サービス業以外	15億円以上（従業員数が35人以下の会社を除く。）	15億円以上
中会社	従業員数が70人未満の会社で右のいずれかに該当する会社（大会社に該当する場合を除く。）	卸売業	7,000万円以上（従業員数が5人以下の会社を除く。）	2億円以上30億円未満
		小売・サービス業	4,000万円以上（従業員数が5人以下の会社を除く。）	6,000万円以上20億円未満
		卸売業、小売・サービス業以外	5,000万円以上（従業員数が5人以下の会社を除く。）	8,000万円以上15億円未満
小会社	従業員数が70人未満の会社で右のいずれにも該当する会社	卸売業	7,000万円未満又は従業員数が5人以下	2億円未満
		小売・サービス業	4,000万円未満又は従業員数が5人以下	6,000万円未満
		卸売業、小売・サービス業以外	5,000万円未満又は従業員数が5人以下	8,000万円未満

(注) ① 「総資産価額（帳簿価額）」は、評価時期の直前期末における評価会社の各資産の帳簿価額の合計額とする。

② 「従業員数」は、評価時期の直前期末以前1年間においてその期間継続して評価会社に勤務していた従業員（就業規則等で定められた1週間当たりの労働時間が30時間未満である従業員を除く。）の数とする。

③ 「直前期末以前1年間における取引金額」は、その期間における評価会社の目的とする事業による収入金額（金融業・証券業については収入利息及び収入手数料）とする。

④ 「卸売業」、「小売・サービス業」又は「卸売業、小売・サービス業以外」の業種の該当を判定する場合には、上記③の直前期末以前1年間における取引金額に基づいて判定する。なお、2以上の業種に係る取引金額となっている場合には、最も多い取引金額に係る業種により判定する。

5 「一般の評価会社」又は「特定の評価会社」の判定

上記1の(1)のイ(ロ)により「一般の評価会社」又は「特定の評価会社」の該当を判定する場合には、評価会社の資産の保有状況及び営業状態等に応じ、「財産評価基本通達」の189に定める特定の評価会社の株式に該当するかを判定し、該当しない場合には下記6の評価方式により、また、該当する場合には下記7の評価方式により基準価格を算定する。

6 「一般の評価会社」の株式の評価

(1) 大会社の場合

イ 次の算式により算定した類似業種比準価額を1株当たりの基準価格とする。

$$A \times \left[\frac{\text{B} + \text{C} + \text{D}}{3} \right] \times 0.7$$

この算式中の各符号は、それぞれ次のとおりとする。

A・・・評価時期直近の類似業種の株価

B・・・類似業種の1株当たりの配当金額

ⓑ・・・評価会社の1株当たりの配当金額

C・・・類似業種の1株当たりの年利益金額

ⓒ・・・評価会社の1株当たりの年利益金額

D・・・類似業種の1株当たりの純資産価額（帳簿価額）

ⓓ・・・評価会社の1株当たりの純資産価額（帳簿価額）

(注) ① A、B、C及びDは、国税庁が公表している「類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等について」（法令解釈通達）において定められた額とする。

② 「評価会社の1株当たりの配当金額」は、評価時期の直前期末2年間におけるその会社の剰余金の配当金額（特別配当、記念配当等の名称による配当金額のうち、将来每期継続することが予想できないものを除く。）の合計額の2分の1に相当する金額を、直前期末における発行済株式数（1株当たりの資本金等の額が50円以外の金額である場合には、直前期末における資本金等の額を50円で除して計算した数によるものとする。③及び④において同じ。）で除して算定した金額とする。

③ 「評価会社の1株当たりの年利益金額」は、評価時期の直前期末以前1年間における税引前利益（固定資産売却益、保険差益等の非経常的な利益の金額を除く。この場合、非経常的な利益の金額は、非経常的な損失の金額を控除した金額（負数の場合は0）とする。）を、直前期末における発行済株式数で除して算定した金額とする。

④ 「評価会社の1株当たりの純資産価額（帳簿価額）」は、評価時期の直前期の貸借対照表における純資産の部を直前期末における発行済株式数で除して算定した金額とする。

ロ なお、相続税が課税された際、1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）により評価している場合には、下記(3)のイの算式により算定した1株当たりの純資産価額（評価時点における土地及び株式の評価損益を含めた金額）（以下「純資産価額（評価額）」という。）を1株当たりの基準価格とする。

(2) 中会社の場合

イ 次の算式により算定した金額を1株当たりの基準価格とする。

$$\text{類似業種比準価額} \times L + 1 \text{株当たりの純資産価額（評価額）} \times (1 - L)$$

(注) ① Lは、次の「総資産価額（帳簿価額）及び従業員数に応ずる割合」と「直前期末以前1年間における取引金額に応ずる割合」のいずれか大きい方の割合とする。

総資産価額（帳簿価額）及び従業員数に応ずる割合

卸売業	7,000万円以上 （従業員数が5人以下の会社を除く。）	2億円以上（従業員数が20人以下の会社を除く。）	4億円以上（従業員数が35人以下の会社を除く。）
小売・サービス業	4,000万円以上 （従業員数が5人以下の会社を除く。）	2億5,000万円以上（従業員数が20人以下の会社を除く。）	5億円以上（従業員数が35人以下の会社を除く。）
卸売業、小売・サービス業以外	5,000万円以上 （従業員数が5人以下の会社を除く。）	2億5,000万円以上（従業員数が20人以下の会社を除く。）	5億円以上（従業員数が35人以下の会社を除く。）
割合	0.60	0.75	0.90

直前期末以前1年間における取引金額に応ずる割合

卸売業	2億円以上3億5,000万円未満	3億5,000万円以上7億円未満	7億円以上30億円未満
小売・サービス業	6,000万円以上2億5,000万円未満	2億5,000万円以上5億円未満	5億円以上20億円未満
卸売業、小売・サービス業以外	8,000万円以上2億円未満	2億円以上4億円未満	4億円以上15億円未満
割合	0.60	0.75	0.90

② 類似業種比準価額は上記(1)のイの算式中の「0.7」を「0.6」として算定する。

③ 1株当たりの純資産価額(評価額)は、下記(3)のイの算式により算定した金額とする。ただし、相続税が課税された際、「財産評価基本通達」の185ただし書により評価されているもの(株式の取得者と同族関係者の有する議決権の合計数が評価会社の議決権総数の50パーセント以下である場合)について、当該金額に100分の80を乗じた場合で、かつ第3-1(1)イ(ロ)の規定による評価方式の変更がない場合は、処分時の評価においても同様とする。

ロ なお、相続税が課税された際、1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)により評価している場合には、下記(3)のイの算式により算定した1株当たりの純資産価額(評価額)を1株当たりの基準価格とする。

(3) 小会社の場合

イ 次の算式により算定した1株当たりの純資産価額(評価額)を1株当たりの基準価格とする。

1株当たりの純資産価額(帳簿価額) +

$$\frac{\text{土地の評価損益に相当する金額} + \text{株式の評価損益に相当する金額}}{\text{発行済株式数}} \times$$

(1 - 法人税等の税率)

(注) ① 「1株当たりの純資産価額(帳簿価額)」は、上記(1)の(注)の④により算定した金額とする。

② 「土地の評価損益に相当する金額」は、評価時期の直前期末における評価会社の所有する土地について、「財産評価基本通達」により評

価した金額から、その土地に係る帳簿価額を控除した金額とする。

- ③ 「株式の評価損益に相当する金額」は、評価時期の直前期末における評価会社の保有する上場株式について、評価時期の直前1ヶ月（当該株式の市場価格の変動が著しい場合には相当と認められる期間）の毎日の市場価格（金融商品取引所が公表する終値）の平均額にその保有株式数を乗じた金額から、その株式に係る帳簿価額を控除した金額とする。
- ④ 「発行済株式数」は、評価時期における発行済株式数とする。（自己株式を除く）
- ⑤ 「法人税等の税率」は、「財産評価基本通達」186-2に規定する法人税、事業税、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合とする。
- ⑥ 相続税が課税された際、「財産評価基本通達」の185ただし書により評価されているもの（株式の取得者と同族関係者の有する議決権の合計数が評価会社の議決権総数の50パーセント以下である場合）については、当該金額に100分の80を乗じた場合で、かつ第3-1（1）イ（ロ）の規定による評価方式の変更がない場合は、処分時の評価においても同様とする。

ロ なお、相続税が課税された際、上記(1)のイの算式中の「0.7」を「0.5」として算定した金額を類似業種比準価額とし、かつ、Lを0.50として、上記(2)のイの算式により評価している場合には、これと同じ算式により算定した金額を1株当たりの基準価格とする。

7 「特定の評価会社」の株式の評価

「財産評価基本通達」の189に定める「特定の評価会社の株式」に該当する株式については、それぞれ同通達の189-2、189-3、189-4、189-5及び189-6に示されている評価の方式で評価基準に基づき算定した金額を1株当たりの基準価格とする。

8 配当還元方式による株式の評価

次の算式により算定した金額を1株当たりの基準価格とする。

$$\frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

(注) 「その株式に係る年配当金額」は、上記6(1)の(注)の②により算定した金額とする。ただし、その金額が2円50銭未満のもの及び無配のものにあつては2円50銭とする。

9 基準価格の特例

評価会社の株式が次の(1)又は(2)に該当する場合には、上記6から8の方式により算定した基準価格及び上記1の(1)ロの民間精通者による鑑定評価を基礎とした

基準価格（以下、9において「修正前基準価格」という。）について、それぞれ次の算式により算定した金額を1株当たりの基準価格とする。

- (1) 評価時期の直前期末の翌日から評価時期までの間に、株式分割の効力が発生している場合、又は評価時期が当該株式分割の基準日の翌日から効力発生までの間にある場合

$$\frac{\text{修正前基準価格}}{1 + \text{旧株1株当たりの交付新株式数}}$$

- (2) 評価時期の直前期末の翌日から評価時期までの間に、新株式の割当てに係る払込期日が到来している場合、又は評価時期が当該新株式割当ての基準日の翌日から払込期日までの間にある場合

$$\frac{\text{修正前基準価格} + \text{割当て新株式1株当たりの払込金額} \times \text{旧株1株当たりの割当て新株式数}}{1 + \text{旧株1株当たりの交付新株式数}}$$

10 基準価格の修正

一般競争入札により処分する予定の非上場株式に係る基準価格については、需給状況等を考慮して20パーセントの範囲内で修正することができる。

11 基準価格の有効期間

基準価格の有効期間（基準価格をもって売買契約の締結が可能な期間）は、1年間とする。なお、財務局長等が適当と認める場合は当該期間中に評価替を行うことができる。

第4 新株予約権の評価

第3により評価した金額から新株1株につき払い込むべき金額を控除した金額を1個当たりの基準価格とする。

なお、当該基準価格については、需給関係等を考慮して20パーセントの範囲内で修正することができる。

第5 公社債及び転換社債の評価

1 公社債

- (1) 日本証券業協会において売買参考統計値が公表される銘柄として選定された公社債

日本証券業協会から公表された評価時期の平均値（評価時期に平均値がない場合には、評価時期に最も近い日の平均値）を基準価格とする。

- (2) (1)以外の公社債

発行価額を基準価格とする。

2 転換社債

- (1) 日本証券業協会において店頭転換社債として登録された転換社債
日本証券業協会が公表する評価時期の最終価格（評価時期に最終価格がない場合には、評価時期に最も近い日の最終価格）を基準価格とする。
- (2) (1)以外の転換社債
- イ ロに該当しない転換社債
発行価額を基準価格とする。
- ロ 転換社債の発行会社の株式の価額が、転換社債の転換価格（転換比率によって定められているものについては、その転換比率に基づき計算した転換価格に相当する金額をいう。以下、2において同じ。）を超える場合の転換社債
次の算式により算定した金額を1株当たりの基準価格とする。

$$\text{転換社債の発行会社の株式の価額（注）} \times \frac{100\text{円}}{\text{転換社債の転換価格}}$$

（注）当該株式が取引相場のない株式である場合には、当該株式についてこの通達の定めにより評価した評価時期における株式1株当たりの価額により、次の算式によって修正した金額とする。

$$\frac{N + P \times Q}{1 + Q}$$

上の算式中の「N」、「P」及び「Q」は、それぞれ次による。

「N」＝本通達の定めによって評価した転換社債の発行会社の評価時期における株式1株当たりの価額

「P」＝転換社債の転換価格

「Q」＝次の算式によって計算した未転換社債のすべてが株式に転換されたものとした場合の増資割合

$$\frac{\frac{\text{転換社債のうち評価時期において株式に転換されていないものの券面総額}}{\text{転換社債の転換価格}}}{\text{評価時期における発行済株式数}}$$

第6 特例処理

財務局長等は、金融商品市場で取引されていない有価証券を処分する場合の評価が本通達の基準により難しい場合においては、処理案に詳細な理由を付して理財局長と協議するものとする。

[別添2] 物納等有価証券（非上場株式）評価調書

第1表 評価上の会社規模の判定調書

会社名	本店所在地							
代表者氏名	事業内容		取扱品目及び卸売業、小売業、サービス業等の区分	取引金額構成比(%)				
評価時期								
直前期			自年月日 至年月日					
1. 評価方式の判定								
イ 課税価格を決定した方式 原則的評価方式		ロ イの方式とは別の方式により評価を行う場合の理由（2で会社規模を判定）						
① 類似業種比準方式 ② ①と③の併用方式 ③ 純資産価額方式 ④ 特定会社の評価方式		① 評価会社の資産の保有状況や規模、営業状態等の著しい変動 ② 評価会社の業種変更 ③ その他（ ）						
2. 会社の規模（Lの割合）の判定								
判 定 要 素	項 目			金額・人数				
	直前期末の総資産価額（帳簿価額）			円				
	直前期末以前1年間における従業員数			人				
判 定 基 準	イ 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分			70人以上の会社は、大会社（ロ及びハは不要） 70人未満の会社は、ロ及びハにより判定				
	ロ 直前期末の総資産価額（帳簿価額）及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分			ハ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分				
	総資産価額（帳簿価額）			取 引 金 額				
	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	従業員数	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	会社規模とLの割合（中 会社）の区分
	20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	
	4億円以上 20億円未満	5億円以上 15億円未満	5億円以上 15億円未満	35人超	7億円以上 30億円未満	5億円以上 20億円未満	4億円以上 15億円未満	0.90
	2億円以上 4億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	20人超 35人以下	3億5,000万円以上 7億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	2億円以上 4億円未満	0.75
	7,000万円以上 2億円未満	4,000万円以上 2億5,000万円未満	5,000万円以上 2億5,000万円未満	5人超 20人以下	2億円以上 3億5,000万円未満	6,000万円以上 2億5,000万円未満	8,000万円以上 2億円未満	0.60
	7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社
	「会社規模とLの割合（中会社）の区分」はロ欄の区分（「総資産価額（帳簿価額）」と「従業員数」とのいずれか下位の区分）とハ欄（取引金額）の区分とのいずれか上位の区分により判定する。							
判 定	大 会 社			中 会 社			小 会 社	
				L の 割 合				
				0.90	0.75	0.60		

第2表 特定の評価会社の判定調書

1. 比準要素数1の会社	判定要素						判定基準	(1)欄のいずれか2の判定要素が0であり、かつ、(2)欄のいずれか2以上の判定要素が0である(該当)・でない(非該当)				
	(1)直前期末を基とした判定要素			(2)直前々期末を基とした判定要素				判定	該当	非該当		
	第4表のBの金額	第4表のCの金額	第4表のDの金額	第4表のBの金額	第4表のCの金額	第4表のDの金額	円				銭	円
		0			0							
2. 株式等保有特定会社	判定要素						判定基準	③の割合が50%以上である	③の割合が50%未満である			
	総資産価額 (第5表の①の金額)		株式等の価額 (第5表のイの金額)		株式等保有割合 (②/①)			判定	該当	非該当		
	①	円	②	円	③	%						
3. 土地保有特定会社	判定要素						会社の規模の判定(該当する文字を囲んで表示する)					
	総資産価額 (第5表の①の金額)		土地の価額 (第5表のハの金額)		土地保有割合 (⑤/④)		④ 円 ⑤ 円 ⑥ %					
	判定基準	会社の規模	大会社		中会社		小会社 (総資産価額(帳簿価額)が次の基準に該当する会社)					
			・卸売業 20億円以上		・卸売業 7,000万円以上20億円未満		・小売・サービス業 15億円以上		・小売・サービス業 4,000万円以上15億円未満		・上記以外の業種 5,000万円以上15億円未満	
			⑥の割合	70%以上	70%未満	90%以上	90%未満	70%以上	70%未満	90%以上	90%未満	
	判定	該当	非該当	該当	非該当	該当	非該当	該当	非該当			
4. 開業後3年未満の会社等	(1)開業後3年未満の会社	判定要素		判定基準		評価時期において開業後3年未満である		評価時期において開業後3年未満でない				
		開業年月日	年	月	日	判定	該当	非該当				
	(2)比準要素数0の会社	判定要素	直前期末を基とした判定要素			判定基準	直前期末を基とした判定要素がいずれも0である(該当)・でない(非該当)					
第4表のBの金額	第4表のCの金額		第4表のDの金額	円	銭		円	銭	円	銭		
5. 開業前又は休業中の会社	開業前の会社の判定		休業中の会社の判定		6. 清算中の会社		判定					
	該当	非該当	該当	非該当			該当	非該当				
7. 特定の評価会社の判定結果	1. 比準要素数1の会社 2. 株式等保有特定会社 3. 土地保有特定会社 4. 開業後3年未満の会社等 5. 開業前又は休業中の会社 6. 清算中の会社											
	(注) ・ 該当する番号を○で囲む(なお、1から6の判定において2以上に該当した場合は、後の番号の判定による)。											

第3-1表 一般の評価会社の株式価額の計算調書 会社名 _____

1 原則的 評価方式 による 価額	1株当たりの 基準価格の計算の 基となる金額		類似業種比準価額 (第4表の⑪の金額)		1株当たりの純資産価額 (第5表の⑪又は⑫の金額)		
	①		円		②		
	1株 当たり の 基準 価格 の 計算	区 分	1株当たりの基準価格の算定方法				1株当たり の基準価格
		大会社の 株式の価額	①の金額 (課税時に1株当たりの純資産価額により評価している場合 は②の金額(評価替えした場合を除く))				③ 円
		中会社の 株式の価額	次の算式による金額 ①の金額 Lの割合 ②の金額 Lの割合 (第1表2) (第1表2) (円 × 0.) + (円 × (1 - 0.)) (課税時に1株当たりの純資産価額により評価している場合 は②の金額(評価替えした場合を除く))				④ 円
		小会社の 株式の価額	②の金額 (課税時に併用方式により評価している場合は次の算式によ る金額(評価替えした場合を除く)) ①の金額 Lの割合 ②の金額 Lの割合 (円 × 0.50) + (円 × (1 - 0.50))				⑤ 円
	基準 価格 の 修正	直前期末の翌日から評価時 期までの間に株式分割の効 力が発生している場合若し くは評価時期が当該分割の 基準日の翌日から効力発生 までの間にある場合		基準価格 (③、④又は⑤) (円)		旧株1株当たりの交付新株式数 (1株 + 株)	
		修正基準価格				⑥ 円	
		直前期末の翌日から評価時 期までの間に新株式の割当 に係る払込期日が到来して いる場合若しくは評価時期 が当該新株式割当の基準日 の翌日から払込期日までの 間にある場合		基準価格 割当新株式1株 旧株1株当たり 旧株1株当たり ③、④又は⑤ 当たりの払込金 の新株式割当数 新株式割当数 (⑥がある場合は⑥)額 (円 + 円 × 株) ÷ (1株 + 株)		修正基準価格	
	⑦ 円						
2 配 当 還 元 方式 による 価額	1株当たり の資本金等 の額、発行済 株式数等		直前期末の資 本金等の額	直前期末の発 行済株式数	直前期末の 自己株式数	1株当たりの資本金 等の額を50円とし た場合の発行済株式 数 (⑧÷50円)	
	⑧ 円		⑨ 円	⑩ 株	⑪ 株	⑫ 円	
	配 当 金 額	事業年度	⑬ 年 配 当 金 額	⑭ 左のうち非経常的 な配当金額	⑮ 差引経常的な年配 当金額(⑬-⑭)	年平均配当金額	
		直前期	円	円	円	⑯(イ+ロ)÷2 円	
		直前々期	円	円	円		
	1株(50円)当たり の年配当金額		年平均配当金額(⑯)		⑰の株式数	⑰	
		円 ÷		株 =	円(※)		
		(※)2円50銭未満の場合は2円50銭とする					
配当還元価額		⑰の金額	⑱の金額	⑲			
		円 ×	円 =	円			
		10%	50円				

第3-2表 特定の評価会社の株式価額の計算調書 会社名 _____

1 純資産価額方式等による価額	1株当たりの基準価格の計算の基となる金額		類似業種比準価額 (第4表の⑰の金額)		1株当たりの純資産価額 (第5表の⑪又は⑫の金額)		
	① 円		② 円				
	1株当たりの基準価格の計算	区 分	1株当たりの基準価格の算定方法				1株当たりの基準価格
		比準要素数1の会社	②の金額 (課税時に次の算式により評価している場合は次の金額(評価替えした場合を除く)) ①の金額 ②の金額 (円×0.25) + (円×0.75) = 円				③ 円
		株式等保有特定会社	(第3-4表の㉓の金額)				④ 円
		土地保有特定会社	(②の金額)				⑤ 円
		開業後3年未満の会社等	(②の金額)				⑥ 円
		開業前又は休業中の会社	(②の金額)				⑦ 円
	基準価格の修正	直前期末の翌日から評価時期までの間に株式分割の効力が発生している場合若しくは評価時期が当該分割の基準日の翌日から効力発生までの間にある場合		基準価格 (③、④、⑤、⑥又は⑦) 旧株1株当たりの交付新株式数 (円) ÷ (1株 + 株)		修正基準価格 ⑧ 円	
		直前期末の翌日から評価時期までの間に新株式の割当に係る払込期日が到来している場合若しくは評価時期が当該新株式割当の基準日の翌日から払込期日までの間にある場合		基準価格 割当新株式1株 旧株1株当たり 旧株1株当たりの ③、④、⑤、⑥又は⑦ 当たりの払込金 の新株式割当数 新株式割当数 (⑧がある場合は⑧)額 (円 + 円 × 株) ÷ (1株 + 株)		修正基準価格 ⑨ 円	
2 配当還元方式による価額	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等		直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑩÷50円)	
	⑩ 円		⑪ 円	⑫ 株	⑬ 株	⑭ 円	
	配当金額	事業年度	⑮ 年配当金額	⑯ 左のうち非経常的な配当金額	⑰ 差引経常的な年配当金額(⑮-⑯)	年平均配当金額	
		直前期	円	円	円	⑱ (イ+ロ)÷2 円	
		直前々期	円	円	円		
1株(50円)当たりの年配当金額		年平均配当金額(⑱) ⑲の株式数 ⑲ 円 ÷ 株 = 円(※) (※)2円50銭未満の場合は2円50銭とする					
配当還元価額		⑲の金額 ⑭の金額 ⑳ 円 × 円 = 円 10% 50円					

第3-3表 株式等保有特定会社の株式価額の計算調書

会社名

1. S 1 の金額 (類似業種比準価額の修正計算)	受取配当金等 收受割合の計 算	事業年度	①直前期		②直前々期		合計 (①+②)		受取配当金等收受割合 (①)÷(①+②) ※小数点以下3位未満切り捨て ①		
		受取配当金等 の額	円		円		④ 円				
		営業利益の金額	円		円		③ 円				
	B-bの金額	1株(50円)当たりの年 配当金額(第4表のB)		受取配当金等收受割合 (①)		bの金額(③×①)		B-bの金額(③-④)			
		③ 円	銭 0			④ 円	銭 0	⑤ 円	銭 0		
	C-cの金額	1株(50円)当たりの年 利益金額(第4表のC)				cの金額(⑥×①)		C-cの金額(⑥-⑦)			
		⑥ 円				⑦ 円		⑧ 円			
	D-dの 金額	イの 金額	1株(50円)当たりの純 資産価額(第4表のD)		直前期末の株式等の帳簿価 額の合計額		直前期末の総資産価額 (帳簿価額)		イの金額(⑨×(⑩÷⑪))		
			⑨ 円	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円					
		ロの 金額	利益積立金額		1株当たりの資本金等の額を50円 とした場合の発行済株式数 (第4表の⑤の株式数)		受取配当金等收受割合 (①)		ロの金額((⑬÷⑭)×①)		
⑬ 円			⑭ 株					⑮ 円			
⑬の金額(⑫+⑮)		⑬ 円		⑭ 円		(注) 1 ①の割合は1を上限とする。 2 ⑮の金額は、⑬の金額(⑨の金額)を上限とする。					
⑯ 円		⑰ 円									
1株(50円)当たりの比準価額	A 類似業株 種の株価 (国税庁が定める業株の うち直近月の額)	比準 割合の 計算	区分	1株(50円) 当たりの 配当金額		1株(50円) 当たりの 年利益金額		1株(50円) 当たりの 純資産価額		比準割合	
			評価 会社	⑤	円	銭 0	⑧	円	⑰	円	⑤ ⑧ ⑰ - + - + -
			類似 業種	B	円	銭 0	C	円	D	円	B C D ----- 3
			要素別 比準 割合	⑤ - B			⑧ - C		⑰ - D		⑱
⑱ 円	1株(50円)当たりの比準価額 ⑱×⑲×0.7※ (中会社は0.6、小会社は0.5とする。)							⑲ 円	銭 0		
1株当たりの比準価額(⑲×(第4表の④の金額÷50円))							⑲ 円				

第3-4表 株式等保有特定会社の株式価額の計算調書(続) 会社名 _____

1 ・ S1 の 金 額 (続)	純資産価額 (評価額) の修正計算	評価額による純資産価額 (第5表の⑤の金額)	評価時期現在の株式等の価額の合計額 (第5表のイの金額)	差引(①-②)
		① 円	② 円	③ 円
		帳簿価額による純資産価額 (第5表の⑥の金額)	株式等の帳簿価額の合計額(第5表のロ+(ニ-ホ)の金額)(注)	差引(④-⑤)
		④ 円	⑤ 円	⑥ 円
		評価差額に相当する金額 (③-⑥)	評価差額に対する法人税等相当額(⑦×%)	評価時期現在の修正純資産価額 (評価額)(③-⑧)
		⑦ 円	⑧ 円	⑨ 円
		評価時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩の株式数)	評価時期現在の修正後の1株当たりの純資産価額(評価額)(⑨÷⑩)	(注)第5表のニ及びホの金額に株式等以外の資産に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算する。
	⑩ 株	⑪ 円		
	1株当たりのS1の金額の計算の基となる金額	修正後の類似業種比準価額(第3-3表の⑫)	修正後の1株当たりの純資産価額(評価額)(⑪の金額)	
	⑫ 円	⑬ 円		
1株当たりのS1の金額の計算	区分	1株当たりのS1の金額の算定方式		1株当たりのS1の金額
	比準要素数1である会社のS1の金額	⑬の金額 (課税時に次の算式により評価している場合は次の算式による金額(評価替えした場合を除く)) ⑫の金額 ⑬の金額 (円×0.25) + (円×0.75) = 円		⑭ 円
	大会社のS1の金額	⑫の金額 (課税時に1株当たりの純資産価額により評価している場合は⑬の金額(評価替えした場合を除く))		⑮ 円
	中会社のS1の金額	次の算式による金額 ⑫の金額 Lの割合 ⑬の金額 Lの割合 (円×0.) + (円×(1-0.) = 円 (課税時に1株当たりの純資産価額により評価している場合は⑬の金額(評価替えした場合を除く))		⑯ 円
小会社のS1の金額	⑬の金額 (課税時に次の算式により評価している場合は次の算式による金額(評価替えした場合を除く)) ⑫の金額 ⑬の金額 (円×0.5) + (円×0.5) = 円		⑰ 円	
2 ・ S2 の 金 額	評価時期現在の株式等の価額の合計額 (第5表のイの金額)	株式等の帳簿価額の合計額 (第5表のロ+(ニ-ホ)の金額)(注)	株式等に係る評価差額に相当する金額(⑱-⑲)	⑳の評価差額に対する法人税額等相当額 (⑳×%)
	⑱ 円	⑲ 円	⑳ 円	㉑ 円
	S2の純資産価額相当額 (⑱-㉑)	評価時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩の株式数)	S2の金額(㉒÷㉓)	(注)第5表のニ及びホの金額に株式等以外の資産に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算する。
	㉒ 円	㉓ 株	㉔ 円	
3. 株式等保有特定会社の株式の価額	1株当たりの純資産価額(第5表の⑪の金額(第5表の⑫の金額があるときはその金額))	S1の金額とS2の金額との合計額 (⑭、⑮、⑯又は⑰)+㉔)		株式等保有特定会社の株式の価額 (㉕(課税時に㉖の場合は㉖))
	㉕ 円	㉖ 円		㉗ 円

第4表 類似業種比準価額等の計算調書

会社名 _____

1. 1株当たりの資本金等の額等の計算	直前期末の資本金等の額		直前期末の発行済株式数		直前期末の自己株式数		1株当たりの資本金等の額 (①÷(②-③))		1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (①÷50円)					
	① 円		② 株		③ 株		④ 円		⑤ 株					
2. 比準要素等の金額の計算	年配当金額 1株(50円)当たりの	直前期末以前2年間の年平均配当金額								1株(50円)当たりの年平均配当金額 [⑨÷⑤]				
		事業年度	⑥年配当金額		⑦左のうち非経常的な配当金額		⑧差引経常的な配当金額 (⑥-⑦)		⑨年平均配当金額 (1+②)÷2		⑩ 円 銭 0			
		直前期	円		円		円		円					
		直前々期	円		円		円		円					
	年利益金額 1株(50円)当たりの	直前期末の利益金額								1株(50円)当たりの年利益金額 [⑫÷⑤]				
		事業年度	⑩税引前利益		⑪左のうち非経常的な利益金額		⑫差引利益金額 (⑩-⑪)		円		⑬ 円			
		直前期	円		円		円		円					
	純資産価額 1株(50円)当たりの	直前期末の純資産価額								1株(50円)当たりの純資産価額 [⑬÷⑤]				
		事業年度	⑬純資産の部の額								円			
		直前期	円								⑭ 円			
	3. 類似業種比準価額の計算	1株(50円)当たりの比準価額	A 類似業種の株価(国税庁が定める業株のうち直近月の額)	比準割合の計算	区分	1株(50円)当たりの年配当金額		1株(50円)当たりの年利益金額		1株(50円)当たりの純資産価額		比準割合		
					評価会社	⑮	円	銭	⑯	円	⑰	円	⑱	⑲
類似業種					B	円	銭	C	円	D	円	3		
要素別比準割合					⑳	B		㉑	C		㉒	D		㉓
⑭		1株(50円)当たりの比準価額 ⑭×⑰×0.7※ ※(中会社は0.6、小会社は0.5とする。)								⑱ 円 銭 0				
1株当たりの比準価額 (⑱×(④÷50円))								⑲ 円						

第5表 1株当たりの純資産価額（評価額）の計算調書 会社名 _____

1. 資産及び負債の金額（評価時期現在）					
【資産の部】			【負債の部】		
科目	評価額	帳簿価額	科目	評価額	帳簿価額
	円	円		円	円
資産の合計	①	②	負債の合計	③	④
株式等の価額	イ	ロ			
土地の価額	ハ				
現物出資等受入れ資産の価額の合計	ニ	ホ			
2. 評価差額に対する法人税額等相当額の計算					
評価額による純資産価額（①－③）	⑤	円	帳簿価額による純資産価額 （②－④）＋（ニ－ホ）	⑥	円
評価差額に相当する金額（⑤－⑥）	⑦	円	評価差額に対する法人税額等相当額（⑦× %）	⑧	円
3. 1株当たりの純資産価額の計算					
評価時期現在の純資産価額 （評価額）（⑤－⑧）	⑨	円	評価時期現在の発行済株式数（自己株式を除く）	⑩	株
評価時期現在の1株当たりの純資産価額（評価額）（⑨÷⑩）				⑪	円
同族株主等の議決権割合が50%以下の場合（⑪×80%）				⑫	円

(記載要領)

第1表 評価上の会社規模の判定調書

1 この表は、評価会社の評価時点における実態を踏まえて評価を行う場合に、評価会社の会社規模の判定に使用する。

なお、この表のそれぞれの「判定基準」及び「判定」欄は該当する文字を○で囲んで表示する。

2 「事業内容」欄の「取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分」欄には、評価会社の事業内容を具体的に記載する。また、類似業種比準価額を計算する場合は、国税庁が定める類似業種比準価額計算上の業種目の番号を記載する。「取引金額の構成比」欄には、評価会社の取引金額全体に占める事業別の構成比を記載する。

(注)「取引金額」は、直前期末以前1年間における評価会社の目的とする事業に係る収入金額(金融業・証券業については収入利息及び収入手数料)をいう。

3 「1 評価方式の判定」欄の「イ 課税価格を決定した方式」欄は該当する項目を○で囲む。当該方式により評価を行う場合は「2. 会社の規模(Lの割合)の判定」の記載は要しない。評価会社の実態に即し、課税価格を決定した方式とは別の方式により評価を行う場合は、「ロ イの方式とは別の方式により評価を行う場合の理由」欄の該当する項目を○で囲む。

4 「2. 会社の規模(Lの割合)の判定」の「判定要素」の各欄は、次により記載する。

(1)「直前期末の総資産価額(帳簿価額)」欄には、評価会社の直前期末の貸借対照表における総資産合計額を記載する。

(注) 1 固定資産の減価償却累計額を間接法によって表示している場合には、各資産の帳簿価額の合計額から減価償却累計額を控除する。

2 売掛金、受取手形、貸付金に対する貸倒引当金は控除しないことに留意する。

3 前払費用、繰延資産、税効果会計の適用による繰延税金資産など、確定決算上の資産として計上されている資産は、帳簿価額の合計額に含めて記載する。

(2)「直前期末以前1年間における従業員数」欄には、直前期末以前1年間においてその期間継続して評価会社に勤務していた従業員(就業規則等で定められた1週間当たりの労働時間が30時間未満である従業員を除く。)の数を記載する。

(3)「直前期末以前1年間の取引金額」欄には、評価会社の直前期末の損益計算書における収入金額(売上高)(金融業・証券業については収入利息及び収入手数料)を記載する。

(4) 評価会社が「卸売業」、「小売・サービス業」又は「卸売業、小売・サービス業以外」のいずれの業種に該当するかは、直前期末以前1年間の取引金額に基づいて判定し、その取引金額のうち2以上の業種に係る取引金額が含まれている場合には、それらの取引金額のうち最も多い取引金額に係る業種によって判定する。

(5)「会社規模とLの割合(中会社)の区分」欄は、ロ欄の区分(「総資産価額(帳簿価額)」)と「従業員数」とのいずれか下位の区分)とハ欄(取引金額)の区分とのいずれか上位の区分により判定する。

(注) 大会社及びLの割合が0.90の中会社の従業員数はいずれも「35人超」のため、この場合のロ欄の区分は、「総資産価額(帳簿価額)」欄の区分による。

第2表 特定の評価会社の判定調書

- 1 この表は、評価会社の評価時点における実態を踏まえて評価を行う場合に、評価会社が特定の評価会社に該当するかどうかの判定に使用する。
なお、評価会社が特定の評価会社に明らかに該当しないものと認められる場合には、記載する必要はない。
- 2 「1. 比準要素数1の会社」欄は、次により記載する。
なお、評価会社が3から6に該当する場合には、記載する必要はない。
 - (1) 「判定要素」の「(1)直前期末を基とした判定要素」の各欄は、当該各欄が示している第4表の「2. 比準要素等の金額の計算」の各欄の金額を記載する。
なお、「(2)直前々期末を基とした判定要素」の各欄についても、当該各欄が示している第4表の「2. 比準要素等の金額の計算」の各欄の金額を記載することとなるが、その際、「直前期」を「直前々期」、「直前々期」を「直前々期の前期」とそれぞれ読み替えた金額とすることに留意する。(第4表の「1. 1株当たりの資本金等の額等の計算」の各欄については、いずれの場合も直前期末を基とした金額とする。)
 - (2) 「判定基準」欄は、「(1)直前期末を基とした判定要素」欄の判定要素のいずれか2が0で、かつ「(2)直前々期末を基とした判定要素」欄の判定要素のいずれか2以上が0の場合に、「である(該当)」を○で囲んで表示する。
(注)「(1)直前期末を基とした判定要素」欄の判定要素のいずれも0である場合は、「4. 開業後3年未満の会社等」欄の「(2)比準要素数0の会社」に該当することに留意する。
- 3 「2. 株式等保有特定会社」及び「3. 土地保有特定会社」の「総資産価額」欄(①及び④)には、下記の第5表の記載要領の2により評価した金額(第5表の①の金額)を記載する。
「2. 株式等保有特定会社」の「株式等の価額」欄、「3. 土地保有特定会社」の「土地の価額」欄には、それぞれ下記の第5表の記載要領の2の(1)のイ及びロにより評価した金額(第5表のイ及びハの金額)を記載する。
なお、「2. 株式等保有特定会社」は、評価会社が3から6に該当する場合には、記載する必要はなく、「3. 土地保有特定会社」は、評価会社が4から6に該当する場合には、記載する必要はない。
- 4 「4. 開業後3年未満の会社等」の「(2)比準要素数0の会社」の「判定要素」の「直前期末を基とした判定要素」の各欄は、当該各欄が示している第4表の「2. 比準要素等の金額の計算」の各欄の金額を記載する。
なお、評価会社が「(1)開業後3年未満の会社」に該当する場合には、「(2)比準要素数0の会社」の各欄は記載する必要はない。また、評価会社が5または6に該当する場合には、「4. 開業後3年未満の会社等」の各欄は、記載する必要はない。
- 5 「5. 開業前又は休業中の会社」の各欄は、評価会社が6に該当する場合には、記載する必要はない。

第3-1表 一般の評価会社の株式価額の計算調書

- 1 この表は、一般の評価会社の株式の評価に使用する。なお、「2. 配当還元方式による価額」欄は、課税価格を決定した方式が配当還元方式の株式を同方式により評価する場合、また、国庫帰属により取得した株式を配当還元方式により評価する場合に限り使用する。
なお、この表の各欄の金額は、各欄の表示単位未満の端数を切り捨てて記載する。

- 2 「1. 原則的評価方式による価額」の「基準価格の修正」欄の「旧株1株当たりの交付新株式数」及び「旧株1株当たりの新株式割当数」は、1株未満の株式数を切り捨てずに実際の株式数を記載する。
- 3 「2. 配当還元方式による価額」の各欄は、次により記載する。
 - (1) 「1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等」欄の「直前期末の資本金等の額」欄には評価会社の直前期末の貸借対照表に基づく金額、「直前期末の発行済株式数」及び「直前期末の自己株式数」欄には評価会社の直前期末の事業報告書における株式数をそれぞれ記載する。
 - (2) 「直前期末以前2年間の年平均配当金額」欄は、評価会社の剰余金の配当金額に基づき、次により記載する。
 - イ 「⑬年配当金額」欄には、各事業年度中に配当金交付の効力が発生した剰余金の配当（資本金等の額の減少によるものを除く。）の金額を記載する。
 - ロ 「⑭左のうち非経常的な配当金額」欄には、剰余金の配当金額の算定の基となった配当金額のうち、特別配当、記念配当等の名称による配当金額で、将来、每期継続することが予想できない金額を記載する。
 - ハ 「直前期」欄の記載に当たって、1年未満の事業年度がある場合には、直前期末以前1年間に対応する期間に配当金交付の効力が発生した剰余金の配当金額の総額を記載する。なお「直前々期」欄についても、これに準じて記載する。

第3-2表 特定の評価会社の株式価額の計算調書

- 1 この表は、特定の評価会社の株式の評価に使用する。なお、この表の各欄の金額は、各欄の表示単位未満の端数を切り捨てて記載する。
- 2 「2. 配当還元方式による価額」欄は、課税価格を決定した方式が配当還元方式の株式を同方式により評価する場合に限り使用する。「直前期末以前2年間の年平均配当金額」欄は、第3-1表の記載要領の3の(2)に準じて記載する。

第3-3表 株式等保有特定会社の株式価額の計算調書

- 1 この表は、評価会社が株式等保有特定会社である場合において、その株式等の価額を「S1+S2」方式によって評価するときにおいて、「S1」における類似業種比準価額の修正計算を行うために使用する。なお、この表の各欄の金額は、各欄の表示単位未満の端数を切り捨てて記載する。
- 2 「S1の金額（類似業種比準価額の修正計算）」の各欄は、次により記載する。
 - (1) 「受取配当金等收受割合の計算」の各欄は、次により記載する。
 - イ 「受取配当金等の額」欄は、直前期及び直前々期の各事業年度における評価会社の受取配当及び新株予約権付社債に係る利息の収入金額の総額（「受取配当金等の額」という。）を、それぞれの各欄に記載し、その合計額を「合計」欄に記載する。
 - ロ 「営業利益の金額」欄は、イと同様に、各事業年度における評価会社の営業利益の金額（営業利益の金額に受取配当金等の額が含まれている場合には、受取配当金等の額を控除した金額）について記載する。
 - ハ 「① 直前期」及び「② 直前々期」の各欄の記載に当たって、1年未満の事業年度がある場合には、第3-1表の記載要領の3の(2)のハに準じて記載する。
 - ニ 「受取配当金等收受割合」欄は、小数点以下3位未満の端数を切り捨てて記載する。

- (2) 「直前期末の株式等の帳簿価額の合計額」欄の⑩の金額は、直前期末における株式等の貸借対照表上の帳簿価額の合計額を記載する。(第5表を直前期末における各資産に基づいて作成しているときは、第5表の口の金額を記載する。)
- (3) 「1株(50円)当たりの比準価額」欄及び「1株当たりの比準価額」欄は、第4表の記載要領の1及び3に準じて記載する。

第3-4表 株式等保有特定会社の株式価額の計算調書(続)

- 1 この表は、評価会社が株式等保有特定会社である場合において、その株式等の価額を「S1+S2」方式によって評価するときのS1における純資産価額の修正計算及び1株当たりのS1の金額の計算並びにS2の金額の計算を行うために使用する。なお、この表の各欄の金額は、各欄の表示単位未満の端数を切り捨てて記載する。
- 2 「2. S2の金額」の「株式等に係る評価差額に相当する金額」欄の⑳の金額は、株式等に係る評価額と帳簿価額の差額に相当する金額を記載するが、その金額が負数の時は、0とすることに留意する。

第4表 類似業種比準価額等の計算調書

- 1 この表は、一般の評価会社の「類似業種比準価額」の計算に使用する。
なお、この表の各欄の金額は、各欄の表示単位未満の端数を切り捨てて記載する(「比準割合の計算」欄の要素別比準割合及び比準割合は、それぞれ小数点以下2位未満を切り捨てて記載する。)
- 2 「2 比準要素等の金額の計算」の各欄は、次により記載する。
 - (1) 「1株(50円)当たりの年配当金額」の「直前期末以前2年間の年平均配当金額」欄は、上記の第3-1表の記載要領の3の(2)に準じて記載する。
 - (2) 「1株(50円)当たりの年配当金額」の㉑欄には、㉑の年平均配当金額を㉑の株式数で除した金額(負数の場合は0)を記載する。
 - (3) 「1株(50円)当たりの年利益金額」の「直前期末の利益金額」欄は、次により記載する。
 - イ 「㉒税引前利益」欄には、評価会社の直前期末の損益計算書における金額を記載する。
 - ロ 「㉓左のうち非経常的な利益金額」欄には、固定資産売却益、保険差益等の非経常的な利益金額を記載する。この場合、非経常的な利益の金額は、非経常的な損失の金額を控除した金額(負数の場合は0)とする。
 - (4) 「1株(50円)当たりの年利益金額」の㉔欄には、㉔の差引利益金額を㉑の株式数で除した金額(負数の場合は0)を記載する。
 - (5) 「1株(50円)当たりの純資産価額」の「直前期末の純資産価額」欄は、評価会社の直前期末における貸借対照表に基づき、記載する。
 - (6) 「1株(50円)当たりの純資産価額」の㉕欄には、㉕の純資産の部の額を㉑の株式数で除した金額(負数の場合は0)を記載する。
- 3 「3 類似業種比準価額の計算」の各欄は、次により記載する。
 - (1) 「A 類似業種の株価」及び「比準割合の計算」の各欄には、国税庁が別に定める類似業種の株価A、1株(50円)当たりの年配当金額B、1株(50円)当たりの年利益金額C及び1株(50円)当たりの純資産価額Dの金額を記載する。
 - (2) 「比準割合の計算」の「比準割合」欄の比準割合⑮は、「1株(50円)当たりの年配当

金額」、「1株(50円)当たりの年利益金額」及び「1株(50円)当たりの純資産価額」の各欄の要素別比準割合を基に、表中の算式により計算した割合を記載する。

- (3) 「1株(50円)当たりの比準価額」欄は、評価会社が第1表の2の「2. 会社の規模(Lの割合)の判定」欄により、中会社に判定される会社にあつては算式中の「0.7」を「0.6」、小会社に判定される会社にあつては算式中の「0.7」を「0.5」として計算した金額を記載する。

第5表 1株当たりの純資産価額(評価額)の計算調書

- 1 この表は、「1株当たりの純資産価額(評価額)」の計算のほか、株式等保有特定会社及び土地保有特定会社の判定に必要な「総資産価額」、「株式等の価額の合計額」及び「土地の価額の合計額」の計算にも使用する。

なお、この表の各欄の金額は、各欄の表示単位未満の端数を切り捨てて記載する。

- 2 「1. 資産及び負債の金額(評価時期現在)」の各欄は、評価時期現在における評価会社の各資産及び各負債について、次により記載する。

- (1) 「資産の部」の「評価額」の各欄は、次により記載する。

イ 評価時期の直前期末において評価会社が保有する上場有価証券について、銘柄ごとに評価時期の直前1ヶ月の毎日の市場価格(金融商品取引所が公表する終値)の平均額にその保有株式数を乗じて評価額を算出する。

なお、「株式等の価額」欄のイには、評価時期の直前期末において評価会社が保有する株式、出資(「法人」に対する出資をいい、民法上の組合等に対する出資は含まない)及び新株予約権付社債(会社法第2条(定義)第22号に規定する新株予約権付社債をいう。)(これらを「株式等」という。)の合計金額を記載する。

ロ 評価時期の直前期末において評価会社が保有する土地について、「財産評価基本通達」により評価した金額を記載するとともに、「土地の価額」欄のハに記載する。

ハ 上場有価証券及び土地以外の各資産については、直前期末における帳簿価額と評価時期現在の評価額に著しく増減がなく評価額の計算に影響が少ないと考えられること、再評価に当たって技術的な制約があること等から、原則、下記(3)の帳簿価額と同額を記載する。

- (2) 「負債の部」の「評価額」の各欄には、上記(1)のハと同様の考え方にに基づき、下記(4)の帳簿価額と同額を記載する。

- (3) 「資産の部」の「帳簿価額」の各欄には、評価会社の直前期末の貸借対照表上の帳簿価額を記載する。

(注) 固定資産に係る減価償却累計額、特別償却準備金及び圧縮記帳に係る引当金又は積立金の金額がある場合には、それらの金額をそれぞれの引当金等に対応する資産の帳簿価額から控除した金額をその固定資産の帳簿価額とする。

- (4) 「負債の部」の「帳簿価額」の各欄には、評価会社の直前期末の貸借対照表上の帳簿価額を記載する。この場合、貸倒引当金、退職給与引当金、納税引当金及びその他の引当金、準備金並びに繰延税金負債に相当する金額は負債に計上しない。

- 3 「2. 評価差額に対する法人税額等の計算」欄の「帳簿価額による純資産価額」及び「評価差額に相当する金額」がマイナスとなる場合は、「0」と記載する。

- 4 「3. 1株当たりの純資産価額の計算」欄の「同族株主等の議決権割合が50%以下の場合」欄は、相続税が課税された際、「財産評価基本通達」の185ただし書により評価されている場合にのみ記載する。